

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 様

焼津市長 中野 弘道
(公印省略)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の一部業務委託について（通知）

日頃より、本市介護保険行政にご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下「事業所」という。）ごとに、当該事業所の従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならないとされていますが、当該事業所が適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせること（以下「一部業務委託」という。）ができるとされています。

- ・焼津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月 27 日規則第 18 号）第 33 条第 2 項
- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 3 条の 30 第 2 項

この度、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施を可能とする観点から、一部業務委託を行う場合の取扱い及び留意点を別紙のとおり定めましたので、各事業所において一部業務委託を行う際は、本通知に基づいて実施していただきますようお願いいたします。

担当：健康福祉部地域包括ケア推進課
事業者指導担当
電話：054-625-7020

別紙

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が一部業務委託を行う場合の取扱いについて

1 一部業務委託を行うための要件

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築していること。
- (2) 他の指定訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び委託先の指定訪問介護事業所等の利用者の処遇に支障がないこと。

2 一部業務委託することができる範囲

- (1) 定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスの事業の一部
 - ※ 同一時間帯において、全ての利用者に対するサービスの全てを委託することは認められません。(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者がいずれのサービスも提供しない時間帯が生じることは認められません。)

3 一部業務委託を行う場合の取扱い

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、1の要件を満たすことを確認の上、事前に市へ相談してください。
- (2) 一部業務委託をする指定訪問介護事業所等の運営事業者と書面にて契約してください。なお、契約書には、委託料、利用者に関する情報の取扱い方法、委託するサービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び損害賠償、事故発生時・緊急時・苦情等の対応方法等について定めるとともに、当該契約内容について利用者に説明を十分に行う必要があります。
- (3) 一部業務委託によりサービスの一部を受託事業者の従業者が提供する場合があることを、運営規程及び重要事項説明書に明記した上で、これを利用者にして説明し、同意を得てください。
- (4) 受託事業者との契約書の写し、運営規程を変更した場合は変更届（一部業務委託について記載がある重要事項説明書等を含む）を市へ提出してください。

4 一部業務委託を行う場合の留意点

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する責務は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者にあります。常に受託事業者である指定訪問介護事業所等と連携を図り、利用者の状況及びサービスの提供状況等を把握し適切に管理してください。
- (2) 受託事業者が、本業務の全部または一部を第三者に再委託することはできません。

5 取扱適用開始日

令和4年10月1日